

(2024 年度 第 11 回) さくら山王自治会 役員会議事録

開催日時：2025 年 2 月 15 日 13:00~14:40

場所：山王集会所

参加：19 名 欠席：4 名

【総務部挨拶】

ただいまから役員会議を開催いたします。本日役員定数 24 名に対し、19 名出席 4 名欠席と3分の2を上回っておりますので、今回は成立します。議事進行は会長にお願いしたいと思います。

1. 会長案件

1.1 連絡事項

《報告》

■年末の共同募金の報告

- ・年末の共同募金活動にて 63,000 円を募金し、社会福祉協議会から感謝と領収書をいただいた。

■特定会員の提案への対応

- ・敬愛短大跡地にタワーマンション建設を提案。
- ・1 階に商店街を入れて山王地区の買い物難民問題の解決をはかる
- ・高齢者向けの受入施設、療養施設などのアイデアを組み入れた未来型の共同住宅とし、商業施設付き共同住宅マンションによる人口増加と福祉向上を目指す。
- ・市役所や市議会議員に働きかけ、住民運動を展開予定しているため、自治会の協力を要請。

《会長見解》

- ・提案内容は壮大な構想であるが、自治会の関与は必要ないと判断。特定会員が総会に参加し、意見を述べる可能性が高いため、事前に情報を共有した。

2. 総会議案書の確認

2.1 1 号議案「今期の活動報告」

《報告》

■1 号議案内容確認について

- ・議案書案を作成した。各部の担当者は自部の内容を確認し、表現やコメントについて確認すること。本日の会議で議案書の内容を確定させる。
- ・修正や変更がある場合は 1 週間以内に会長へ連絡。

■総会当日の進行について

- ・会長が全体のまとめを報告。副会長が議長となり進行を担当する。
- ・各部部长が 1 分程度で活動報告を行う予定。実施した活動の成果よりも課題や今後の対策に重点を置いた内容にする。
- ・次回役員会で最終確認およびリハーサルを実施する。

2.2 2号議案「2024 年度会計報告」

《報告》

■会計処理および会計監査のスケジュール

- ・本日の小口現金清算をもって新規の支出受付は終了。新規分は次年度に回すか、調整して対応。
- ・施設の定期清掃費用に関して、2 月分の請求書を早めに受け取り、2 月内に処理する予定。
- ・3 月の窓掃除と床面ワックス清掃は次年度に繰り越しとする。
- ・今期の決算は約 92 万円の黒字となった。前期は後期の会費を取らなかったため赤字予算だったが、今期は従来通りの会費を徴収したため、黒字になった。
- ・会計監査は今月中に進め、監査報告書を議案書内に 1 枚挿入する予定。日付は 3 月として作成。

■複合機・印刷機の修理費用について

- ・複合機の修理代として 6 万円の支出が発生。サービスマンの訪問対応により費用が発生。
- ・簡単な操作で不具合が解決可能な可能性があるため、使い方の講習会を実施し、班長など関係者に共有することを次年度の施設部に引継ぎを行うこと。
- ・印刷機の印刷フィルム在庫切れで印刷機の稼働が停止していた。フィルムとインクをペアで保管する在庫管理とし、次年度の施設部へ引き継ぐこと。

2.3 3号議案「2025 年度予算案」

《報告》

■次年度予算方針

- ・予算のプライオリティにより、集会所掃除外部委託費、日赤への社費、消防団への寄付金について見直す方針としている。なお、次年度予算では、約 50 万円の繰越金を見込む。
- ・予約システムの費用は次年度から毎年発生。
- ・総務費用については消耗品費を含めた形で予算を修正する予定
- ・今のところ大きな買い物の予定はなしだが、予備費を含めて柔軟に対応。

■集会所清掃費用および備品購入について

- ・外部清掃委託費は年間 30 万円。利用者が綺麗に使っていること、利用頻度が高くないことから外部委託の必要性を再検討し、今期は清掃費用を予算に計上しないこととした。
- ・汚れが目立つ場合はスポット的な清掃業者の利用を検討。集会場運営委員会で議論し、役員会に提案する形で進める。
- ・プロジェクター、ピクチャーレール、テントの購入は今期で終了。来期予算には計上しない。

■日本赤十字社への社費について

- ・日赤の活動は地域密着ではなく、広い範囲での活動が主体。
- ・自治会は地域活動が主体であること、個人でも日赤の活動を支援できること、かつ、予算の優先順位により日赤への社費 20 万円を支払わない方針とした。
- ・市役所の自治人権課に確認したところ、未払いによる影響はないとの回答。
- ・災害時の登録は引き続き実施。

■消防団への寄付金の減額

- ・現在の 寄付金 40 万円を 30 万円 に減額するように要請中。
- ・減額の理由は自治会員の減少、および、集会所建て替えの資金準備のため。
- ・太田消防団長からは理解を得られており、消防団の総会で議題として挙げていただく予定。他の自治会でも同様の事例があるとのこと。

■防犯カメラのメンテナンス費用

- ・防犯カメラ 11 台のメンテナンス費用として 40 万円を計上。今後、5 年ごとの交換を考えると、年間 60 万円の積立が必要。
- ・自治会収入の 10%に相当し、財政負担が大きいため、メンテナンス継続の再検討が必要。
- ・防犯部に対して、長期的なメンテナンスの継続は負担が大きいことを共有。運用方法の見直しを検討。

■弔慰金の予算と訃報の広報について

- ・弔慰金の予算は 5 万円を計上（前期は 10 万円）。
- ・実際の使用額は 1 万円であるが、今後増える可能性を考慮。
- ・届け出がなされていないケースが多い可能性がある。届け出の把握が班長経由のため、自治会名簿の確認が必要。次年度は名簿確認を徹底する予定。
- ・賛助会員の訃報に関する質問があったが、広報の基準が曖昧。
- ・広報の是非は遺族の意向を確認するべきとの意見。
- ・個人情報保護の観点から、訃報の回覧に対して慎重な意見が多く、自治会全体での訃報の回覧は行わない。班内での共有は班長の判断に委ねる。
- ・慶弔金（例：新生児誕生、葬儀など）に関する案内が会員に周知されていないケースが多い。班長が情報を把握し、慶弔金の支給手続きを行うこと。
- ・班長のしおりに慶弔金に関する役割を明記。4 月の班長会で会長が周知徹底を図る。
- ・証拠書類（会葬礼状など）の提出を義務化しない方向で調整。班長の裁量で進めることを確認。

《訃報の広報についての意見交換》

（意見）伊藤クリニックの旦那さんが昨年お亡くなりになった。自治会では広報しないのかと聞かれたことがある。

（会長）総務部としてはどう考えるのか

（意見）非常にむずかしく、微妙なところである。広報していただきたいという思いの方もいれば、あまりおおやけにしたくないという方もいらっしゃる。ご遺族の意向を班長が確認する必要がある。もし広報するのであれば、ご遺族の意向を確認し、回覧資料に慶弔報告をいれるなどが考えられる。

（会長）訃報について各班長がそのような情報を吸い上げて回覧にのせるというシステムをどう思うのか。今の感覚で考えると、ご本人の名前が出てしまうため、好意的には受け止められないのでは。自治会全体で回覧するかどうかは議論してもよいが今は保留としたい。個人的には訃報はいらないと思う。

（意見）今はお葬式の在り方が以前とはだいぶ変わっている。家族葬など小規模なものが増えている。自治会全体に訃報を広報する必要はないと思う。ただ、慶弔があった場合、お見舞金をいただける事を知らない方が多いと思う。

（会長）次年度 4 月の最初の班長会で、班長のやるべき仕事として説明する。

2.4 4号議案「2035年の集会所建替え計画」

■概要

- ・2035年に集会所の建替えを予定。
- ・市役所の助成金1000万円の予約が現時点で取れているが確定ではない。10年後を見据えた準備が必要。
- ・建替え費用として仮に8000万円かかった場合、自治会の貯金と助成金を合わせても7000万円。不足分の補填を会員から徴収するのは困難。持続可能な資金計画を立て、積み立てを行う必要がある。
- ・予備費を残し、貯金を使い切らない計画を策定。

■助成金の不確実性と対策

- ・市役所の助成金1000万円の予約はあるが、確実に受け取れる保証はない。
- ・以前は3枠の助成金があったが、現在は1枠に減少。
- ・市役所の担当者も「助成金が続くか不明」との発言。
- ・近隣自治会の情報として寺崎台の自治会も助成金が今後なくなる可能性があると聞いている。
- ・助成金が受け取れないリスクを考慮し、計画的な積立を強化する必要あり。
- ・自助努力での資金積立を強化する。助成金の動向を注視し、情報収集を継続する。

■集会所建替えの目的と意義

- ・集会所の建替えは持続可能なコミュニティの維持のため。
- ・現在の貯金4500万円を使い切るのではなく、将来の予備費を確保する必要がある。
- ・「自治会費が余っているなら、会費を取らなくても良い」との意見がある。自治会費の必要性を説明し、会員への理解を促進させる。非会員へは自治会の存在意義を再確認し、加入促進を図る。
- ・持続可能なコミュニティを維持するため、計画的な会費徴収と資金運用が必要。

■集会所建替えに向けた委員会設立

- ・2035年の建替えに向けて準備委員会を設立。どのような施設を作るのか、レイアウトや費用の試算など具体的な計画を策定。
- ・長期的に利用できる施設を目指し、50年～60年の耐用年数を考慮。
- ・助成金の動向を定期的に確認し、リスク対策を検討。

■会員および非会員への情報共有と啓発

- ・自治会費の必要性や建替えの目的を会員に対して丁寧に説明。
- ・自治会に加入していない世帯にも、メリット、デメリットの話ではなく、コミュニティの意義をアピールし、楽しいコミュニティ作りを軸に、加入促進を図る。
- ・自治会の必要性と持続可能なコミュニティの意義を全会員に周知。非会員に対しても情報発信を行い、加入を促進。

2.4 5号議案「自治会規約の修正について」

■概要

- ・自治会規約の一部が現状にそぐわなくなったため、今期中に修正を行う。主に以下の5つの項目を修正もしくは削除する。
- ・第6条 班の合併に関する規定
- ・第37条 会費徴収の月数変更規定
- ・第46条 まちづくり協議会に関する規定
- ・第48条 日本赤十字社（以下、日赤）に関する規定
- ・第54条 奉仕活動支援

■班の合併に関する規定の修正

- ・現行の規約では、班の合併は免除戸数を除いた人数が10戸以下の場合に可能と規定されている。
- ・実際には班長ができる人が少ないことが問題となっているため、実質的に班の運営が困難な場合に合併を可能にする。そのため、10戸以下という基準は目安とし、班の状況に応じて柔軟に対応する。班長会や役員会で議論し、決定する運用に変更。

■会費徴収の月数変更規定の削除

- ・第37条の会費徴収に関する規定を削除。
- ・現行規約では、後期徴収は前期実績と後期予算を考慮して、班長会で変更できると規定されている。コロナ禍に対応するために追加された規定であるが、活動の有無に関わらず、継続的に徴収する必要があるとの認識。
- ・後期徴収の有無を班長会で決定することは予算の根本を崩すため、第37条の後期徴収月数の変更規定を削除し、活動の有無に関わらず、会費を徴収する。
- ・継続的な自治会運営費用を確保するための安定した徴収体制を維持。

■まちづくり協議会に関する規定の削除

- ・まちづくり協議会が消滅しているため、関連する規定を削除する。

■日赤に関する規定の削除

- ・日赤千葉県支部長からの協賛委員の要請に関する規定があるが、実際に要請を受けたことはない。
- ・日赤千葉県支部長から直接要請を受けることはない。自治会は佐倉市の下部組織としての位置づけであるため、千葉県支部から佐倉市を通さずに関与することはない。
- ・今後、日赤から特別な要請があった場合は、その都度役員会で議論する方針。

■奉仕活動支援に関する規定の削除

- ・第54条「奉仕活動支援」の条文について、奉仕活動支援の記載の意図が不明確なため、削除を決定。
- ・現行の記載は「正会員が地域住民全体のために実施する自主的な奉仕活動については、班長会の承認を得て必要な支援を行う。」となっている。記載内容が曖昧であり、主語や対象が不明確。
- ・山防会などの既存の支援活動とは別の内容の可能性はあるが、記載が曖昧であるため判断が困難。
- ・班長会の承認が必要としているが、自主的な活動に承認が必要なことに矛盾がある。
- ・山防会などの地域奉仕活動に対しては、既存の助成金ガイドラインに基づいて支援を実施しているため、内容が重複している。
- ・54条の削除後も、既存の助成金ガイドラインにより支援を継続。助成金を受け取る団体は助成金ガイドラインに基づき、活動報告および会計報告を受ける運用を継続。山防会や他のボランティアグループがガイドラインに沿った申請を行い、班長会で承認を受ける形にする。

■自治会規約の整理と再構築の必要性

- ・自治会規約が複雑化しており、本則、細則、運用規定が混在しており、規約の内容が飛び飛びで記載されているため、解釈に混乱が生じている。
- ・規約を本則、細則、運用規定に分け、整理・再構築する必要がある。重複している条文、曖昧な表現を削除または修正し、根拠のない記載がある場合も同様に、都度修正していく。

《規約改定についての意見交換》

（意見）54 条の奉仕活動の規約はアドバイザー手当のことか。

（会長）アドバイザー手当は別の規約がある。

（意見）山防会などの防犯パトロールなどの活動に対する支援か

（会長）山王自治会助成金ガイドラインが別途定められており、この第 54 条とは別ものである。

ボランティア活動を自由に実施し、もしお金が必要になったら班長会で諮ってお金を出すとのニュアンスと捉えることもできるが、この第 54 条だけ読むと解釈が難しい。助成金ガイドラインの上位概念でもないため削除したい。

（意見）第 54 条を削除することで、助成金支援団体に影響がなければ削除は問題ないと思う。

3. 各部報告

3.1 総務部

《報告》

■総会準備の進捗確認とスケジュール

- ・臨時班長会 : 3 月 15 日(土) 13:00～15:00 開催。議案書、総会案内、委任状の配布。
- ・役員会班長会 : 3 月 22 日(土) 13:00～16:30 開催。リハーサルが主な内容となる予定。
- ・委任状回収締め切り : 3 月 26 日(水) 100%回収を目指す努力をお願いする。
- ・委任状提出日 : 3 月 29 日(土) 10:00～11:00 班内の集計を実施し集計結果を提出。
総務部で全体集計を実施
- ・総会の開催日 : 4 月 12 日(土) 13:30～15:00 を予定。

■委任状の印刷・配布と集計方法の詳細

- ・議案書の内容が確定してから印刷を開始。6 号議案までの記載を予定。
- ・委任状の内容は各議案に対する 賛成・反対 の回答と、総会出席の有無 を記載。
- ・配布方法は 3 月 15 日の臨時班長会で議案書・総会案内・委任状を封筒に入れて班長へ配布。総務部が班ごとに番号を付けて用意。この日は通常の会議ではなく資料配布がメインとなる。
- ・3 月 29 日(土) 13:00～15:00 にて総務部が集計作業を行う。各班長は 3 月 26 日までに委任状を回収して集計を実施。3 月 29 日(土) 10:00～11:00 に集会所に委任状と集計結果を持参。

■配布計画

- ・印刷スケジュールは決算報告が終わり次第、2 月末までに印刷物を作成。3 月初旬に入稿し、1 週間で印刷完了を予定。議案書に誤記や修正箇所があれば 2 月末までに早急に対応すること。
- ・配布部数は会員世帯数 970 世帯。当日忘れる人を考慮し、余裕を持った部数で準備を進める。1200 部までは不要と判断し配布部数 1000 部で進める。
- ・配布方法は議案書、総会案内、委任状を 1 セットにして封筒に入れる。会員用に 1000 部を用意。委任状の回収用封筒は用意しない。ストック用の予備部数は封筒に入れずに保管。
- ・1000 世帯分の袋詰め作業については総務部が担当。必要に応じて役員の応援。

■臨時班長会（3月15日）の進行と受取方法

- ・3月15日の臨時班長会は資料受け取りのみの形式。
- ・13時～15時の間に集会所で資料を受け取る。
- ・受け取りが難しい場合は代理受取、もしくは総務部に連絡し別の時間帯での受け渡しも可。

■総会に向けたリハーサルの実施

- ・3月22日(土)の役員会班長会で総会に向けてリハーサルを行う。
- ・議長は青木副会長が担当。
- ・議長選出から決議の流れまでの一連の手続き、意見対応のシミュレーションを実施し議事進行の確認を行う。

■総会のスケジュールと開始時間の確認

- ・総会開催日：4月12日(土)13:30～15:00
- ・会場設営：会場は小学校を使用。午前中に会場設営を行い、午後から総会開始。設営案については会長、総務部で進める。椅子出し、マイクの準備を行う。マイクは2本を用意予定（3本は必要に応じて）。愛光からの借用も検討。総務部だけでは作業が難しいため、役員に支援を依頼。
- ・終了後は会場の片付けを行い、打ち上げを開催予定（会費制、任意参加）。

■総会結果報告書の作成要否の検討

- ・前年度は意見書のまとめと回答を詳細に作成したが、クローズな総会だった前年とは異なり、今年は公開の場での総会であるため、意見書の形式は不要。
- ・総会での意見はその場で回答すれば良く、すべてを履歴として残す必要はない。総会は意見を聞く場ではなく、議案に対する採決の場。
- ・意見書形式の意見収集は行わない方針のため、詳細な結果報告書は不要との見解。
- ・総会結果報告書の作成は不要とするが、総会議事録を公式記録として残すため、総会結果報告書の代わりに議事録を班長会で報告。

■次年度第1回役員会・班長会の準備

- ・4月26日(土)に新班長の最初の会議を予定。
- ・総会結果を含む議事録を準備し、次年度の運営を円滑に開始する。
- ・総会の結果報告と次年度の方針説明を行う。

以上。

【次回開催予定】

臨時班長会予定	3月15日	13:00～15:00
役員会開催予定	3月22日	13:00～15:00
班長会開催予定	3月22日	15:30～16:30